

農業委員会議事日程

日 時：令和元年 8月28日（火）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第22号 千曲市農地利用最適化推進委員の選任について
6. 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
7. 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. 協議事項
 - (1) 秋の一斉農地パトロールについて
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

農地相談員 近藤 修司

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今から令和元年8月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本
一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
5番北澤眞理子委員、6番島田孝委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第5、議案第22号 千曲市農地利用最適化推進委員（和田正浩委
員）の選任について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いいたしま
す。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 22 号 千曲市農地利用最適化推進委員（和田正浩委員）の
選任について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 22 号は、原案のとおり可決、決定されました。

……和田正浩委員入室し会長より委嘱書交付……

……和田正浩委員自席へ着席……

……農業委員及び農地利用最適化推進委員 自己紹介……

議 長

日程にしたがいまして会議を進めてまいります。
それでは、日程第 6、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 23 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の
計画変更承認申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

6 番島田委員

6 番島田です。
1 番案件について、先日担当推進委員と現地確認をしまいりましたのでご報告し
ます。申請地は、平成 19 年に住宅敷地として 5 条許可を得ましたが、父が亡くなり
実家を継ぐことになり計画を中止していた土地であります。今回、建設業者が建売住
宅 3 区画を整備するための計画変更申請であります。現地は草刈り等の適正管理がさ
れており問題ないと判断しました。

15 番長門委員

15 番長門です。
2 番案件について、昨日現地確認をしまいりましたのでご報告します。
場所といたしましては、八幡小学校から北へ約 300m に位置する北堀団地内の一画
にある農地です。申請地は、平成 27 年に住宅敷地として 5 条許可を得ましたが、家
族の介護が必要となり計画を中止していた土地であります。今回、当初計画者の兄が
住宅を新築するための計画変更申請であります。北堀団地は、県の住宅供給公社が造
成した団地で、本来住宅敷地として整備したものであり、また隣接農地への影響もな
いことから問題ないと判断しました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更
承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたしま
す。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 24 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 8、議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。
1 番案件について、先日担当農業委員と担当推進委員で現地確認をしてまいりまし
たのでご報告いたします。場所は、新田区堤防道路西側にあるゴルフ練習場の南側に
ある農地です。農振農用地内にある田んぼで草が生えており、現在廃れ地となってい
ます。1 年間の転用期間内で生コン業者が砂利を採取して、その後埋め戻し農地に復
元を行うものであります。北側・東側は田、西側は道路、南側は水路となっており、
6.5m程の深さを掘ることから、周りには防護柵を設置する等安全対策を講ずるとし
ています。隣接耕作者 4 名及び排水協議者の同意も得ており問題ないと判断いたしま
した。

14 番保木野委
員

14 番保木野です。
2 番案件について、26 日に担当推進委員と現地確認をしてまいりましたのでご報
告いたします。場所は、篠ノ井橋南にある〇〇〇（飲食店）から東側へ 200m程にあ
る農地です。申請地において駐車場を整備するものであります。周辺農地に土留めを
し土砂流出措置が講じられる予定であり、また隣接耕作者の同意も得ていることから
問題ないと判断いたしました。

6 番島田委員

6 番島田です。
3 番案件ですが、許可後の計画変更承認申請の 1 番案件で説明をしておりますの
で、省略させていただきます。
4 番案件と 5 番案件は関連がありますので、併せてご説明いたします。場所は〇〇
〇精工(株)の南東付近の雨宮若草団地と教員住宅の間にある農地で現在荒廃地となっ
ております。申請地において工場を新築するものであります。雨水は地下浸透、隣接
耕作者の同意も得ており、また事前着工等もされておられませんので問題ないと判断い
たしました。

15 番長門委員

15 番長門です。
6 番案件ですが、許可後の計画変更承認申請の 2 番案件で説明をしておりますの
で、省略させていただきます。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請に基づきまして、25 日に関係委員 3 名で現地確認を行いましたのでご報告いたします。

7 番案件ですが、場所は万葉通り沿いの戸倉上山田交番の北側約 50mにある農地です。申請地において、長野市の不動産業者が 4 区画の宅地分譲地を整備するものがあります。北側・東側は住宅、西側は道路、南側は農地ですが、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと判断いたしました。

8 番案件ですが、場所は柏王地区の北側付近でしなの鉄道千曲駅の南側約 400mにある農地です。申請地において住宅の新築を行うための申請です。隣接農地は貸付人の農地のみであり、特段問題ないと判断いたしました。

9 番案件ですが、千本柳公民館のすぐ南にある農地です。市内の不動産業者が 7 区画の宅地分譲地を整備するものがあります。東側に農地はありますが、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと思われまます。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 25 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 9、議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 15 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「5 番 北澤眞理子委員」の退席を求めます。

……北澤委員退席……

議 長

それでは、15 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画の 15 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 26 号 15 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……北澤委員入室・着席……

議長

それでは、1 番から 14 番案件、16 番から 22 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画の 1 番から 14 番案件、16 番から 22 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 26 号 1 番から 14 番案件、16 番から 22 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

中山次長
中山次長
宮坂担当係長

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

(3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き（許可不要）による転用行為について

議長

説明が終わりました。今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 11、「協議事項」について事務局から説明をお願いします。

近藤相談員

(1)秋の一斉農地パトロールについて

議長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

中村局長

前回の総会より農地利用最適化推進委員さんには出席をいただいておりますが、地域の課題や実情、活動内容等について順番に報告をしていただき、情報の共有化を図りたいと考えております。今回は、再任となりました3名の農地利用最適化推進委員さんより報告をお願いいたします。

……唐木沢清澄委員・池内信治委員・夏目益雄委員より報告……

議長

報告が終わりました。ただ今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。先へ進めます。
事務局よりお願いします。

事務局

……朗読説明……

議長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
8月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午後5時00分